建築基準法　防耐火関連規定　抜粋(2)

■延焼のおそれのある部分

延焼部分の距離測線位置	延焼のおそれのある部分 1階	延焼のおそれのある部分 2階	ただし書きにより適用されない部分
隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2つ以上の建物（延べ床面積の合計が500m² 以内の建築物は、1つとみなす。）相互の外壁間の中心線から1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分をさす。	3m 以下	5m 以下	①防火上有効な公園、広場、川等の空地、若しくわ水面に面している。 ②耐火構造の壁、その他これらに類するものに面している。

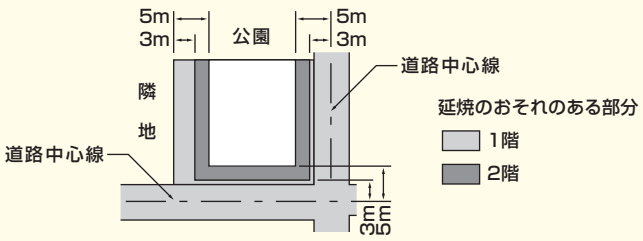

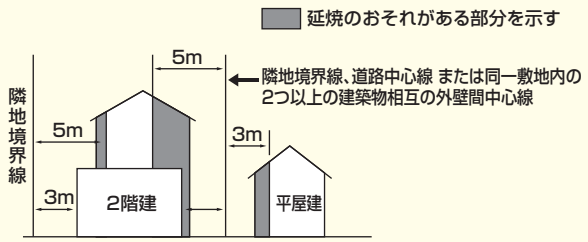

■用途、規模により耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物

	用途	耐火建築物としなければならない場合 次の階をその用途に使用する場合等	耐火建築物としなければならない場合 その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合	耐火建築物または準耐火建築物としなければならない場合 その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合
1	劇場・映画館・演芸場 観覧場・公会堂・集会場	3階以上の階 または主階が 1階にないもの	3階以上の階で 200m²以上（客席） 1,000m²以上（屋外観覧席）	–
2	病院・診療所（患者の収容施設のあるもの） ・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎 ・児童福祉施設等	3階以上の階 にあるとき	–	300m²以上（2階部分に限る。ただし、病院・診療所にあってはその部分に患者の収容施設がある場合）
3	学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場またはスポーツ練習場	3階以上の階 にあるとき	–	2,000m²以上
4	百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または物品販売業を営む店舗（床面積が10m²以内のものを除く）	3階以上の階 にあるとき	3,000m²以上	500m²以上 （2階部分に限る）
5	倉　庫	–	200m²以上（3階以上の床面積）	1,500m²以上
6	自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ テレビスタジオ	3階以上の階 にあるとき	–	150m²以上 （ただし、主要構造部を不燃構造とした準耐火建築物）

■防火地域、準防火地域、22条区域等における建築規制

	建築物の規模別措置 規模	耐火措置	緩和措置	屋根、開口耐火措置
防火地域	階数が3以上の建築物 延面積が100m²をこえる建築物	耐火建築物とする。	次に掲げるものは緩和される。 ①延床面積が50m²以下の平屋建の付属建物で、外壁および軒裏が防火構造のもの。 ②卸売市場の上家・機械製作工場などで、主要構造部が不燃材料でつくられ、火災発生のおそれの少い用途のもの。 ③高さ2mをこえる門またはへいで、不燃材料でつくりまたはおおわれたもの。 ④高さ2m以下の門またはへい。	①建築物の屋根で耐火構造のないものは不燃材料でつくるか、またはふく。 ②耐火建築物及び、準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。
防火地域	上記以外の建築物	耐火建築物または、準耐火建築物とする。		
準防火地域	階数が4以上の建築物（地階を除く） 延面積が1500m²をこえる建築物	耐火建築物とする。	①上記②、に該当する建築物は緩和される。 ②木造の建築物は、その外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造とし、これに付属する高さ2mをこえる門または、へいで当該門または、へいが建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、またはおおわなければならない。	①上記①、②と同じ。
準防火地域	階数が3の建築物 延面積が500m²をこえ1500m²以下	耐火建築物または、準耐火建築物とする。		
法22条指定区域	法22条規定とは		防火措置	
法22条指定区域	特定行政庁が防火地域および準防火地域以外の市街地に防火を目的として指定する区域 一般に法、22、23、24条を指して云う。		①屋根……不燃材料でつくるかまたはふく。（法22条1項） ②木造建築物の外壁……延焼のおそれのある部分は土塗壁または延焼防止について土塗壁と同等以上の効力を有する構造とする。（法23条） ③木造の特殊建築物の外壁……延焼のおそれのある外壁、軒裏は防火構造とする。（法24条）	